

2024年12月2日(月)から 救急搬送における選定療養費の 徴収が始まります

救急搬送の原則

救急車の要請があれば、救急隊は今後も搬送を断りません

救急の現状

- 救急搬送件数は過去最多
 - ▶ **6割以上が大病院に集中、半数は軽症**
- 2024年4月から医師の働き方改革が開始
 - ▶ **救急現場は更にひっ迫**



救急車の
有料化では
ありません!

救急車を呼んだ時の緊急性が認められない場合のみ

⇒対象となる大病院において選定療養費が徴収されます

★明らかに緊急性が認められない例

- ①軽い切り傷のみ ②軽い擦り傷のみ

詳しくはこちら▶



※診断時に軽症でも救急車要請時の緊急性が認められる場合は徴収されません
(例) 熱中症、小児の熱性けいれん、てんかん発作 など

あらためて
県民の皆さまへ

- ①命に関わるような**緊急時は、迷わず救急車**を呼んでください
②救急車を呼ぶか**迷ったら、救急電話相談**へご相談ください

茨城県 救急電話相談 相談受付 24時間365日 [相談無料]

おとな (15歳以上) **#7119** 子ども (15歳未満) **#8000**

上記でつながらない場合 **050-5445-2856**

